

福岡医発 196 号 (地)

平成 31 年 4 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良

(公印省略)

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの改訂について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省では、治療と仕事の両立支援の推進に当たっては、平成 28 年 2 月に作成した「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(以下、「ガイドライン」という。)や、「働き方改革実行計画」に基づき、取組を進めております。

更に平成 30 年度においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき策定された労働施策基本方針において、企業における雇用環境改善の促進等の労働施策に加え、保健医療施策や福祉施策等との連携を含め、総合的かつ横断的な対策を実施することとされたところです。

今般、ガイドライン及び働き方改革実行計画に基づき作成している企業・医療機関連携マニュアルについて、別添のとおり改訂し、事例編等の充実が図られた旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本ガイドラインならびに関係資料につきましては、厚生労働省ホームページ上に掲載されておりますので、必要に応じてダウンロードの上、ご活用下さい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>

小郡三井医師会より

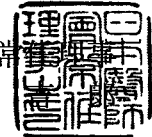
産業保健担当理事 権藤秀之

会長 島田昇二郎

(健 I 14)
平成 3 1 年 4 月 8 日

都道府県医師会
産業保健担当理事 殿

日本医師会常
松 本



事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの改訂について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省では、治療と仕事の両立支援の推進に当たっては、平成28年2月に作成した「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」や、「働き方改革実行計画」に基づき、取組を進めております。

更に平成30年度においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき策定された労働施策基本方針において、企業における雇用環境改善の促進等の労働施策に加え、保健医療施策や福祉施策等との連携を含め、総合的かつ横断的な対策を実施することとされたところです。

今般、ガイドライン及び働き方改革実行計画に基づき作成している企業・医療機関連携マニュアルについて、別添のとおり改訂し、事例編等の充実が図られました。

貴職におかれましては、内容についてご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、特段のご高配を賜われますようお願い申し上げます。

基発 0328 第 31 号

健発 0328 第 25 号

職発 0328 第 34 号

平成 31 年 3 月 28 日

公益社団法人日本医師会会長 殿

厚生労働省労働基準局長

(公 印 省 略)

厚生労働省健康局長

(公 印 省 略)

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの改訂について

厚生労働行政の運営につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

治療と仕事の両立支援の推進に当たっては、平成 28 年 2 月に作成した「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」や、「働き方改革実行計画(平成 29 年 3 月 28 日、働き方改革実現会議決定)」に基づき、取組を進めてきたところです。

更に平成 30 年度においては、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和 41 年法律第 132 号)に基づき策定された労働施策基本方針(平成 30 年 12 月 28 日閣議決定)において、企業における雇用環境改善の促進等の労働施策に加え、保健医療施策や福祉施策等との連携を含め、総合的かつ横断的な対策を実施することとされたところです。

今般、ガイドライン及び働き方改革実行計画に基づき作成している企業・医療機関連携マニュアルについて、下記のとおり改訂し、事例編等の充実を図っておりますので通知いたします。

つきましては、貴会におかれましては、ガイドラインの改訂内容を御了知いただくとともに、関係者間の連携の推進及び傘下の会員等に対するガイドラインの周知に御協力いただきますよう特段の御配慮をお願いいたします。

記

1 ガイドライン

(1) 改訂内容

- ・ ガイドラインの名称変更

新「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」

旧「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」

- ・ 「治療と仕事の両立に関する支援制度・機関」の更新
- ・ 企業・医療機関連携マニュアルを分冊化

(2) 掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490701.pdf>

2 企業・医療機関連携マニュアル

治療と仕事の両立支援のため、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例（ガイドライン「様式例集」）に沿って各様式例の作成のポイントを示すもの。

(1) 改訂内容

- ・ 解説編：(2) 主治医意見書の作成及び(3) 両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成解説ページに、診療報酬に関する記載を追記
- ・ 事例編：脳卒中（4事例）及び肝疾患（3事例）を追加

(2) 掲載場所

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000490886.pdf>

【問い合わせ先】

厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課
治療と仕事の両立支援室

電話：03-5253-1111

（内線：5507, 5578）